

兵庫県栄養塩類管理計画支援業務仕様書

1 業務目的

瀬戸内海の海域に流入する汚濁負荷量の削減に伴い、近年、生物の生産性や多様性の確保（将来にわたる多様な水産資源の確保）に係る課題が指摘されている。このため、令和3年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）においては、海域の状況に応じて栄養塩類供給も可能とする栄養塩類管理制度が創設された。

本県では、豊かで美しい里海の再生の早期実現を目指し、法第12条の6第1項に基づき「兵庫県栄養塩類管理計画」（以下「本計画」という。）を令和4年10月に策定した。

一方、本計画に関する答申では、兵庫県環境審議会から、「栄養塩類増加措置実施者に位置づける工場・事業場を追加」、「調査・研究を進め、定量的な効果を把握した上で、さらなる栄養塩類供給方策を検討」すべき旨、次期計画に向けた附帯意見が付されている。

本業務では、次期計画に繋げるための基礎資料として、本計画で栄養塩類増加措置として位置づけがされていない施肥等の栄養塩類供給方策（以下、「その他の栄養塩類供給方策」という。）について、定量的な効果を検証するとともに、栄養塩類増加措置実施者の追加による影響評価の提案を行う。

2 業務内容

(1) 施肥材の効果・影響の検討

施肥材に含まれる有機物等の挙動等を調査検討（数値シミュレーション）し、対象海域の一部において水質目標値達成に必要な施肥量を検討するとともに、周辺環境へ与える影響について評価すること。

(2) 栄養塩類増加措置実施者の追加検討

栄養塩類増加措置実施者の追加による海域濃度への影響について、数理モデルを使用し、事前に水質シミュレーションを実施する。

(3) 栄養塩類管理計画に関する資料作成補助業務

上記(1)、(2)の業務の成果を整理し、会議用資料にとりまとめるなど、環境審議会等で使用する資料の作成を補助する。

(4) 打合せ協議

本業務の進行方針、進捗状況の確認等のため、検討会を設置するとともに、必要に応じて県水大気課と打合せを行うこととし、打合せごとに結果を記した記録簿を作成し、その都度両者で確認を行うものとする。

(5) その他

数理モデルによる水質シミュレーションを実施する場合は、本計画に示している入力条件を活用すること。

なお、常時監視結果等公表データ以外の水質調査結果及び工場の負荷量等に関するデータは県から提供する。

また、工場等における栄養塩類増加措置に伴う、COD、全りん等の負荷量増加の可能性に留意すること。

本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、県水大気課と速やかに協議しその指示に従うこと。

3 報告書提出期限及び方法

(1) 提出期限

令和6年3月22日

(2) 報告方法

報告書2部（A4版）及びその電子データ1式（CD又はDVD）を提出すること。

また、県の求めに応じて、中間報告を行うこと。